

財団法人生駒市ふれあい振興財団寄附行為

平成 2 年 2 月 6 日

奈良県指令企文第 2 6 1 号

奈良県教育委員会指令教総第 3 2 6 号

- 改正 平成 2 年 4 月 1 日 奈良県指令企文第 9 号
奈良県教育委員会教育長指令教総第 1 3 号
- 改正 平成 2 年 1 0 月 1 日 奈良県指令企文第 2 2 3 号
奈良県教育委員会教育長指令教総第 2 3 5 号
- 改正 平成 3 年 4 月 1 日 奈良県指令文化第 1 号
奈良県教育委員会教育長指令教総第 2 3 号
- 改正 平成 3 年 7 月 1 日 奈良県指令文化第 4 9 号
奈良県教育委員会教育長指令教総第 1 5 6 号
- 改正 平成 3 年 1 0 月 1 日 奈良県指令文化第 9 7 号
奈良県教育委員会教育長指令教総第 2 3 9 号
- 改正 平成 5 年 4 月 1 日 奈良県指令文化第 1 号
奈良県教育委員会教育長指令教総第 2 0 号
- 改正 平成 1 1 年 4 月 1 5 日 奈良県指令文観第 2 2 8 - 1 号
奈良県教育委員会教育長指令教総第 4 3 1 号
- 改正 平成 1 1 年 1 1 月 1 2 日 奈良県指令文観第 1 1 0 - 3 号
奈良県教育委員会教育長指令教総第 3 8 9 号
- 改正 平成 1 2 年 4 月 1 日 奈良県指令文観第 1 1 0 - 5 号
奈良県教育委員会教育長指令教総第 2 6 8 号
- 改正 平成 1 5 年 5 月 2 9 日 奈良県指令文観第 4 3 - 2 号
奈良県教育委員会教育長指令教企第 7 4 号
- 改正 平成 1 8 年 4 月 1 日 奈良県指令文国第 7 0 号の 6
奈良県教育委員会教育長指令教企第 1 4 1 号
- 改正 平成 2 1 年 4 月 1 日 奈良県指令文化第 1 7 9 号

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人生駒市ふれあい振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を生駒市俵口町2088番地（生駒山麓公園ふれあいセンター内）に置く。

(目的)

第3条 この法人は、各種の文化、体育、レクリエーション等の事業を行うとともに、生駒市（以下「市」という。）の設置する文化施設、体育施設その他の施設を管理することにより、市民の文化の向上と体育及びレクリエーション等の普及振興を図り、もって市民の福祉の増進と知識の向上並びに市民間のふれあい振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の文化の向上と体育及びレクリエーション等の普及振興のための事業
- (2) 別表に掲げる市の施設の管理
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債その他確実な有価証券に換える等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第10条の2 この法人は、理事会の議決を得て特別会計を設けることができる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減事由書として作成し、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に主務官庁に報告しなければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。

第3章 役員及び職員

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上10名以内(うち、理事長及び常務理事各1名とする。)
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、生駒市長(以下「市長」という。)が任命する。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 常務理事は、理事会の同意を得て理事長が任命する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の定めるところにより、日常の業務を掌理するとともに、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

4 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条に規定する職務を行う。

（役員任期）

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（役員解任）

第19条 市長は、役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得て、これを解任することができる。

(1) 心身の故障その他により職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員報酬等）

第20条 役員は、無給とする。ただし、理事会の議決を得た役員については、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第24条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき又は理事現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事長は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定に基づき、書面表決又は表決の委任をした者は、前2条の規定の適用については、理事会に出席した者とみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 議決又は承認事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人の存続期間は、平成22年3月31日までとし、その日の満了をもって解散する。

(残余財産の処分)

第32条 この法人が解散したときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を受けて

市に寄附するものとする。

第 6 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 3 3 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿
(委任)

第 3 4 条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 1 6 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 1 1 条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び予算書のとおりとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 1 1 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 1 1 年 1 1 月 1 2 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 1 5 年 5 月 2 9 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、第 3 0 条の規定に基づく変更認可のあった日から施行する。

別 表

滝寺公園

イモ山公園

生駒市総合公園

生駒市北大和野球場

生駒市北大和グラウンド

生駒市井出山グラウンド

生駒市井出山テニスコート

生駒市浄化センターテニスコート

生駒市市民体育館

生駒市北大和体育館

生駒市井出山体育館

生駒市武道館

生駒市井出山プール

生駒山麓公園

生駒山麓公園ふれあいセンター

生駒山麓公園野外活動センター

むかひやま公園

生駒市小平尾南体育館

生駒市小平尾南少年グラウンド